## 介護サービス施設・事業所調査にご協力ください。

調査日は 令和元年10月1日 です。

令和元年5月1日までに事業を開始した施設・事業所へは 9月下旬~10月上旬 (注) に、今和元年5月2日~9月30日までに事業を開始した施設・事業所へは 11月中旬 に、

調査票が届きます。(注)申請等のタイミングにより、5月2日以降の事業開始でも調査票が届く場合があります。

- ※ 調査にあたって、「厚生労働省 社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査 事務局」を設置します。
- ※ 調査事務局: 0120-577-714 (開設期間: 令和元年9月24日~12月27日・月~金(祝日除く) 10時~18時)

## 介護サービス施設・事業所調査 とは …

全国の介護サービス施設・事業所の数、在所者、利用者や従事者の状況、さらに提供される サービスの種類やその提供状況といった介護サービスに関する実態を明らかにし、介護サービス 行政の推進に役立てるため、厚生労働省が毎年行っている統計調査です。

調査結果、つまり**皆様からいただいたご回答は、今後の介護サービス行政の方向性を決めるた** 

めの資料として活用されます。

調査結果











社会保障審議会等の資料として活用 → 制度改正・報酬改定などの実施

施設・事業所の皆様の本調査へのご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、平成30年調査より、調査方法を変更<sup>※</sup>したため、調査票が送付されない場合や、送付されても回答していただく必要が無い場合があります。

※ これまで全ての施設・事業所に記入していただいておりましたが、一部のサービス(訪問介護、通所介護、居宅介護支援、介護予防支援)では、無作為に選んだ事業所を調査の対象としたため、事業を実施していても、調査の対象とならない事業所があります。

